様式第5号(第7条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入印紙貼付欄 | 　 | 受理 | 年　月　日 |
| 受理 | 年　月　日 |
| 貸付決定 | 番号 | 第　　　　　号 |
| 沿岸漁業改善資金借用証書 | 年月日 | 年　月　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 資金の種類 | 　 |
| 借受者の氏名または名称 | 　 | 住所 | 　　　　　　郡　　　　　　町　　　　　　市　　　　　　村 | 大字　　　　　　番　　　　　　号 |
| 借入金額 | 償還期日および償還額 | 千円　　第1回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第2回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第3回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第4回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第5回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第6回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第7回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第8回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第9回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日第10回　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日 |
| 千円　 |
| 償還期限 |
| 年　　　月　　　日　 |

　本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、福井県沿岸漁業改善資金貸付規則および裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約致します。

年　　月　　日

　福井県知事　様

借受者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名 |

　上記資金の借受けにつき次の者は、福井県沿岸漁業改善資金貸付規則および裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責めに任じます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 印 | 住所 | 　 | 氏名 | 印 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

（注）

１　資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金または青年漁業者等養成確保資金の別およびそれぞれの資金について福井県沿岸漁業改善資金貸付規則別表に掲げる種類を記載すること。

２　署名の上、押印すること。印は、印鑑登録のあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条　沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、福井県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割払の場合における支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに、債務の全部または一部を弁済する。

　(1)　乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、または事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。

　(2)　乙がこの資金借入に際し、またはその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請もしくは報告をし、または故意に必要な事実の報告を怠つたとき。

　(3)　乙が福井県沿岸漁業改善資金貸付規則およびこの契約または、これらに基づく義務の履行を怠つたとき。

　(4)　乙が貸付資格の認定を取り消されたとき。

　(5)　その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条　乙は、事業実施後20日以内に、甲に対し沿岸漁業改善資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2　乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条　乙および保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条　乙は、償還期限または期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2　乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも、前項の違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条　保証人は、この契約に基づく一切の債務について、乙と連帯して、乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条　乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちに、これに応じるものとする。

2　甲は、保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条　乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条　乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、もしくは賃貸し、他の債務の担保に供し、またはその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2　乙は、担保として提供した資産の価値が滅失、毀損等の事情により減少したきは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条　乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2　甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。